

会議要旨

会議の名称	第4回 行田市障害者計画策定委員会		
開催日時	平成30年2月9日(金) 09:30~11:45		
開催場所	行田市産業文化会館 2階 会議室		
事務局(担当課)	健康福祉課		
出席	委員	島田委員(会長)、風間委員(副会長)、関口委員、小巻委員 薄田委員、松本委員、加村委員、桐ヶ谷委員、渡辺委員	
	その他		
	事務局	健康福祉部:夏目次長 福祉課:岡戸、畠山 地域計画 権田	
欠席	久保田(シモ子)委員、久保田委員(行田市視覚障害者福祉協会) 木村委員、岩田委員		
議題	議事:(1)行田市障がい者計画素案について (2)その他		
会議次第	1 開会	2 挨拶	3 議題 4 閉会

配布資料

- | | |
|-----------------------|------|
| 1 次第 | 事前配付 |
| 2 第4期行田市障がい者計画素案(第6稿) | 事前配布 |
| 3 アンケート調査報告(追加・クロス集計) | 当日配付 |

1 開会

(事務局)

2 挨拶

(島田委員長よりあいさつ)
(事務局より配布資料の確認)

3 議題

(1) 障がい者計画素案について

(事務局より、資料 P39～P41 まで説明)

委員長

質問はありますでしょうか。

無いようですが、後にあれば、その都度お願いします。

(事務局より、資料 P42～P63 まで説明)

関口委員

P60 で日常生活用具給付等事業の介護訓練支援用具等は、前回は細かく記載があったと思いますが、合計で表示されたのはどのような意向でしょうか。

事務局

前回は細かく分けておりましたが、各項目の実績が一桁でしたので、全体の合計数とさせて頂きました。

日常生活用具は身体障害者の方が使われる用具がほとんどですが、内部障害で人工肛門の方のストマの実績が増えているため、このように分けさせて頂きました。

それに関連して、前回まではまとめていた P49～50 の訪問系サービスは、今回、項目毎にお示ししています。

渡辺委員

P61 の相談支援事業の基幹相談支援センターの設置が「有」となったのは行田市に設置ということでしょうか。

事務局

設置の在り方も含め、検討ということになります。現状としては、就労支援センター、生活支援センターについては羽生市、加須市との同設置です。基幹型についても3市の枠組みで行くのか、行田市単独で設置するのかは2市との協議を経てとなりますので、それを含めての検討とご理解頂ければと思います。

補足ですが、P64 で(1)基幹相談支援センターについては、北埼玉障がい生活支援センターへの委託を含め、引き続き検討するとしています。基幹系は、相談支援事業所のスキルアップや困難事例への対応などの相談支援事業所の研修を行うなどを国は示していますが、羽生市、加須市とで全体的な支援事業所の連携を図ったり、研修をしたり、困難事

例の検討をしたりという中で、今後、行田市内の相談事業所の意見を聞き、一つの目標として平成 32 年度に「有」という形としています。3 市で 1 箇所を基幹系とするか、市内に設置する選択肢もありますが、皆さんの意見聞きながらということになると思います。

渡辺委員 検討していくと捉えて良いということですね。もう一点、P62 の知的障害者職親委託制度のサービス内容で事業経営者等預けとなっています。

事務局 承知しました。

桐ヶ谷委員 前回、地域生活支援拠点の話をさせて頂きました。今回、厚生労働省より報酬改定を含む資料を配布されましたが、第 5 期の障がい福祉計画の中で各市町村の健康福祉の圏域に平成 30～32 年度中に 1 箇所整備を行いなさいと記述されていました。その部分は計画にあるのでしょうか。

事務局 P45 に、目標として平成 32 年度末までに「1」と計画を立てています。ただ、平成 32 年度を目標として、これから検討していくこととなります。やはり、「周辺の自治体と連携を視野に、検討を進めます。」とあるように、国のほうでも複数市町村よっての共同設置で差し支えがないとなっていますので、現状の北埼玉 3 市での枠組みを含めた形で検討させて頂きます。他の 2 市の状況を確認しますと、こちらに関しては、足並みが取れていない状況です。

薄田委員 P60～61 の値が「有」「無」となっているもの、数値で表示されているものの違いは何でしょうか。

事務局 「有」「無」については単純にその事業をやる、やらないということで、数値の目標が立てづらいものであり、そのような部分については「有」「無」となっています。箇所数や年間の利用人数などでの目標設定については具体的な数字で記載させて頂いております。

委員長 数字ではなく、「無」という部分は「0」ではないということでしょうか。
事務局 例えば、要約筆記派遣事業で見ると「有」となっています、こちらについては、県の聴覚障がい者センターに委託をして実施していますので、実施の「有」「無」に関しては「有」となります。年によって利用実績がない年もあり、表記が「0」になってしまいますので、そういった事業に関しては「有」「無」と表記しています。

加村委員 P52～53 の就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の計画値が実績値と離れ、平成 30～32 年度にかけて大きく上昇していますが、これは新規事業所の設置を含めて検討するということでしょうか。

事務局 日数の部分が大きく動いていることについて説明しますと、例えば、就労継続支援（A型）は、平成 29 年度に月平均 15 名の利用があり、こち

らを 17 名と 2 名増とさせて頂いております。ただ、就労継続支援（A 型）を利用される方は週 5 日をお使いになりますので、合計日数では大きく動いているように見えるかと思えます。就労につきましては、国でも積極的に就労支援をなさいとなっており、更に 4 月から法定雇用率も引き上げとなるので、その部分も勘案し、数値を上乗せしています。就労継続支援（B 型）については、A 型、B 型、生活介護の方はどちらかというとも重度の知的障害の方が多く、3 年間の実績は増加傾向となっています。それと合計日数については、一人当たり月 20 日で計上しています。加村委員のご指摘のように具体的に、新たに通所系の施設を建てるという具体的な話はできませんが、そういう相談はいくつかある中で、これから入所系の施設はどうしても国の施策の中でなるべく地域にとらなっていますので、現状値に留めさせて頂き、特に生活介護と就労継続支援 B については、平成 29 年度の現状値からすると、若干の人数の余裕を持たせた形で計画を立てさせて頂きたいと思えます。

（事務局より、資料 P64～P70 まで説明）

渡辺委員

先ほどの基幹相談支援センターについて、平成 32 年度設置を「有」として頂いたので、P64 は整合性がとれており、宜しいかと思えます。P24～25 では、「相談する場所がわからない。」「どうしたらいいかわからない。」と障がい者の方や家族の方が困っている事が分かっているので、先ほどの説明のように、相談の職員のスキルアップ、困難事例の調整や検討を行っていく基幹相談支援センターが行田市に設置されれば、市の多くの困っている声に耳が傾けられると思えますので、進めて頂きたいと思えます。一方、P64 には「委託を含め」とあり、これが引っかけると木村委員から指摘がありました。理由は「委託を含め」になると、平成 32 年度に出来なかったとなる可能性があるのではないか、「委託も含め」検討したということで委託ありきになってしまうのではないかということです。よって、この部分を除くことはできないか、基本方針の中に「基幹相談支援センター」の設置について引き続き検討してまいります。」とあり、これだけでいいと思うわけです。「委託を含め」となってしまうとやはり 2 年後、3 年後に委託を含めて検討したが出来なかったとなってしまう可能性がある。よってアンケートの結果に答えきれていないのではないかと木村委員からのご指摘でした。

それと P64 の（2）の障がい者相談支援事業の推進で、北埼玉障がい者生活支援センターについて「機能の活用を図る」とありますが、実は機能不全に陥っているようです。生活支援センターに行くべき相談や福祉サービスに繋がらない相談が多く来て、本来であれば、支援センターが

受けるべき内容を一般の計画相談の方々が受けていて、福祉サービスではない、引越しの手配や掃除をどうするのかということも相談員がやられているようで、「機能の活用を図る」というところがうまく進んでいないのではないかと。そういったことも含め、行田市で相談の中心になるところがやはり欲しいです。「機能の活用を図る」を変更して欲しいということではなく、(1) 相談体制の充実 2 個目の○に「委託を含め」を除いて欲しいと思います。3 年後、やはりできなかったのはこれが原因だったとなると、アンケート結果に対して、対応できていないのではと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 いくつかの切り口、視点、選択肢がありますが、市内の4 箇所の相談支援事業所、これからが増えてくるかもしれませんが、その中の1 箇所に基幹系の役割を持たせ、市も含めて連携を取りながら、例えば、計画のプランの書き方やモニタリングの書き方やスキルアップ、困難事例の場合はどうするかなどをやるという視点で行きます。市内4 箇所の中の1 箇所を基幹系として位置づけるのではなく、木村委員は行田市が直営で行うとお考えなのでしょうか。そちらは今考えていないのですが。

渡辺委員 具体的にはどこかを基幹系ということで、まとめてくれればうまくいのではと。木村委員は、最終的には川口方式、つまり全部がなるのも有りなのではないかと言っておりました。ただ、夏目課長が説明して頂いたように、実際にスキルアップを目指したり困難事例を検討するという意味でいうと、どこかに1 箇所でもあれば、行田市で、他の相談所と連携を取り合い、うまく進めていけると木村委員は思っているようです。

事務局 それも一つの選択肢ですが、ネットのロコミも含め、羽生市にある北埼玉障がい者支援センターでの行田市の実績も多くあります。3 市の中に1 箇所というのも、選択肢の一つとしてありますので、「委託を含め」と記載しているのですが、もう一点言えることは、仮に市内の1 箇所を基幹系にした場合、それなりの役割を持たせるわけなので、北埼玉障がい者支援センターへの公費に追加して経費を考慮しなくてはなりません。それも含めて検討しなくてはならないので、今のところは方向が見出せないとなっています。色々な選択肢、幅を持たせて考えていく中でこれから検討していかなくてはならないという意味で「委託を含め」となっていますが、木村委員の提案も検討させていただきます。

渡辺委員 行田市だけでなく、羽生市、加須市の3 市で検討して、最終的にお願いしようということをやっていることなので、いきなり行田市だけ抜けますという話にはならないのも理解はできています。ただ、アンケート結果で皆さん困っているようなので、P35 でこの先、障がいのある方へど

のようなサービスを提供すればいいのかについては、1番目は「働く場所」2番目は「情報提供と相談の体制を充実させて欲しい」というのが一般市民の意見になっており、当然、働くことは必要なことだと思いますが、本当に困っていることは相談や情報提供であると一般市民から出ているので、しっかりと対応していきたいと思い、話しをさせて頂いております。

委員長 民生委員という立場から、(1)相談体制の充実 5番目の○に「民生委員・児童委員の相談支援事業所の相談支援活動について周知・支援します。」とあります。一番の膝元にいるのは民生委員・児童委員ですが、まだまだ知識が不足している部分があり、福祉課にお聞きしながら進めていることが多くあります。分かっているだけであればというだけではもったいないので、ここを強調して、文言はこのままで良いと思いますが、具体的に動けるように、分かりやすく、特に対象者の方におかれては、本当に具体的な入り口のところで関わればと強く日頃感じていますので、事務局にお願いするところです。

桐ヶ谷委員 先ほど、夏目課長からお話のあった市内の相談事業所の一つの者です。皆さん、相談の窓口の人を増やせばいいじゃないかと思うかもしれませんが、実は相談に来る方は非常に幅が広く、色々な事を理解していないと窓口に出られないわけです。その育成となると、現在、3人の専任の相談支援専門員を置いています、年齢層が高くなります。それだけ費用もかかって来ます。そうすると相談支援事業所を立ち上げるということは赤字覚悟になります。どの事業所でもその覚悟を持ち、運営しています。と言うのはやはり、地域貢献ということが強く言われているところがありますので、そこは地域の皆様の為になればという思い、相談に来る方の「在って良かった。」「相談が出来て良かった。」というところを広く持ちたいという気持ちもありますので、そういう形でやらせて頂いています。なので、基幹の話もありましたし、より今後、行田市を中心にした形での発信ができていければいいなと思っています。木村委員もそういう気持ちが強いと思いますので、そのようなお願いになってくるのかなと思います。

また、今回の相談事業に関しての国の指針でも色々な加算をつけてくるのですが、難しく入り組んでおり、どれを選択してよいか分からない状態になっています。相談事業は増やせば良い問題ではないという事と、本来増やしていけば窓口として多くなりますが、その辺のバランスが難しいということを委員の方にはご承知いただきたいことです。また、渡辺委員が、アンケート結果で相談する場所がないと困っていると

言っております。福祉課の窓口に行けば、ある程度教えてくれるではないかと我々は理解できますが、市民の方は窓口での対応が・・・とアンケートの中でも数多く出ていましたので、中にはそのように思う方もいらっしゃる。住民目線の民生委員の方が活躍している行田市でもあるので、ネットワーク作りをしていくことが大切だと思います。相談支援事業所はありますが、それは拠点として考えて頂いて、地域では皆さんで色々なネットワークを作っていくことが大切だと思います。

事務局 桐ヶ谷委員の相談支援事業所は3人配置で、実績も多いので、意見を参考にさせていただきます。

(事務局より、資料P71～P81まで説明)

事務局 資料訂正させていただきます。P81の基本方針で「録音テープ」とありますが、「録音CD」とさせていただきます。

渡辺委員 P81の(2)障がい配慮した情報提供の充実 4番目の○「市発行のガイドブック等に、多目的トイレや障がい者用駐車場等の情報を記載します。」とあり前回と同じですが、拝見している時に、行田市障がい者ネットワークで赤い羽根共同募金の女性のヒアリングをした際に、行田市で発行されているガイドブックの障がい者トイレの情報提供について、ヒアリングの中で出た話なので、この場とは関係ないことですが、障がい者用のトイレがあるという情報提供だけでは、その場に行き、介助者が中に入れない、車椅子が上がれない段差がある、実際に使えないトイレであるという情報が記載されていない。障がいのある方にとって、どのような情報が必要なのかと考えた時、実際に、車椅子ではどうか、手すりはどうか、スロープの設置はどうか、中に介助者は入れるかなどの実際にトイレを利用する人にとっての情報が記載されていないのは情報ではないのではないかとヒアリングで発言があり、それに対して、赤い羽根共同募金ネットワークの方に女性を出して頂き、調査をしたいという話をしてきました。実はここに同じことが書いてありますが、情報ということについて、しっかりと調べた上で障がい者にとって有用な情報というように具体的に書いて頂きたいと思います。

関口委員 あるというだけでなくという事ですね。

渡辺委員 地図にマークを載せるだけでなく、実際にどのようなトイレなのかが分からないと意味がないので。

委員長 具体的に言えば、トイレの点字はどうなっているのかなどですね。大切なことですね。手探りでやるのではなく、これが情報の持つ意味という解釈で宜しいでしょうか。

事務局 観光協会が出しているガイドブックになりますが、事務局も確認し、確

かに障がい者トイレのマークが記載されているので、これで情報としては発行していると判断し留めてしまったのですが、ご指摘頂きましたので、観光協会等が出すものについて、そこまでの情報の記載がないと意味がないという部分については、福祉課から発信させていただきます。

渡辺委員

障がい者に配慮した情報という形で入れて頂ければと思います。

関口委員

トイレの関係なのですが、P80（1）福祉のまちづくりの推進 2番目の○「障がい者駐車場、多目的トイレ等適正利用の啓発に努めます。」とありますが、多目的トイレの啓発とはどういった意味でしょうか。

事務局

多目的トイレですので、以前は身体障害者専用というような言い方でしたが、徐々に変わってきて現在は多目的トイレという言い方になっています。障害が無くとも、例えば小さいお子さんをお連れの方も利用できるという形の中で多目的トイレと名称を変えてきていると認識しています。そういった中で、長時間トイレを占有してしまうという事例も見受けられると聞いています。或いはトイレ以外の目的で使われてしまうと言った事情がありますと、そこを利用しようと思って、来られた障がい者の方の利用に差し支えがあるとありますので、そういった部分についての啓発、多目的トイレを正しい目的で使ってくださいという形での啓発と考えています。

事務局

障がい者の駐車場にしても、ルールやマナーの問題であり、公共施設、スーパーなども含めて当然障がい者の駐車場、或いは多目的トイレが多くありますが、やはりこれは市で周知していかななくてはならない部分と実際に設置者が設置者として、適正な利用について設置する側で考えていかななくてはならない部分と両方あるのかと。広い意味で適正利用の啓発というイメージにはなると思います。

関口委員

多目的トイレであれば一般の方は当然使って良いですが、その中で、トイレに関しての適正利用という言葉は、汚すなというイメージしかなかったです。

事務局

皆さんが同じイメージを持つような書きぶりを考えさせていただきます。

渡辺委員

P81（4）コミュニケーション施策の充実について、先日できた手話条例に関係するのでしょうか。もし、関係するのではあれば、その条例を入れて頂いた方が宜しいのではないのでしょうか。

事務局

ご指摘の通り、12月に制定しまして、具体的な施策の中で、手話通訳派遣事業と手話講習会は取り上げており、要約筆記者の派遣については先ほどお話した通り、需要がないのですが、そういうものも含め、手話言語条例と関連しますので、書きぶりは考えていきたいと思っています。

関口委員

P80（2）公共交通の利便性向上の検討でデマンドタクシーのことが書

かれています。アンケートの中でも車椅子が載せられないというコメントがあったと思います。このデマンドタクシー運行については車椅子が載せられるデマンドタクシーを運行するというのでしょうか。

事務局 所管する地域づくり支援課とすり合わせしてこういった書きぶりをしているのですが、車椅子の件につきましては、タクシー事業者に委託して実施をしているという事情もあり、現状、行田市内でタクシー事業を行っている事業所の方で、車椅子をそのまま載せることの出来る車を所持している事業所はありません。福祉有償運送などを行っている事業所は持っていますが、デマンドタクシーで使っている通常のタクシー会社で車を持っている事業所は無く、その事業所にそういった車を導入せよというところまでの話が中々進んでいないのが現状です。車椅子を畳んだ状態でトランクに収納できれば対応するということが正直なところですが、当事者が車椅子から一人で移乗ができないということになりますと対応が厳しいとお話を頂いています。現状、車椅子車の導入というのは担当課でも難しいという認識はあるようですが、始まったばかりの制度ということもあり、引き続き検討というレベルの話になってしまうかと思えます。

関口委員 デマンドタクシーの現在の事業所の方は、畳めば大丈夫という認識で宜しいのでしょうか。ガソリン車であれば、トランクは大きいですが、LPガスの車では厳しいと思います。例えば、デマンドタクシーに対して、畳めば載せられるくらいの車を用意して頂きたい。そういった前提を持って頂きたい。

事務局 そういった声があったと伝えることしかできませんが、今こういった運行しているという事実を入れているところでございまして、当然そういったご意見は私も理解できますので、担当課に伝えさせていただきます。

委員長 先ほど事務局からありました情報をお知りにならない方もいらっしゃるかも知れません。そういう場合はこちら、こういう場合はこちら、などのすみ分け有効に使って頂いていただければと思います。

関口委員 P77 (4) 公的機関の雇用の促進で「市職員への障がいのある人の雇用について、今後も積極的に検討し、法定雇用率の維持に努めます。」とありますが、行田市は法定雇用率を満たしているのでしょうか。

事務局 具体的な数値が今はありませんが、今年度は満たしているという話は人事課から聞いています。ただ、来年度4月から法定雇用率が引き上がる関係と退職される方が何名かいらっしゃるのでは、その関係で雇用率が来年度どうなるかはまだわからないですが、現状は満たしています。

関口委員 その中で「法定雇用率の維持」となっていますが、維持とは上昇した場

合は抑制することになるのでしょうか。

- 事務局 このままになるかも含めて、担当課と調整させていただきます。
- 関口委員 文言を変えてもらえばいいのかと思います。知識なり、逸材があるのに取らなかったということにならないように。
- 委員長 促進などでいかがでしょうか。
- 事務局 法定雇用率が2.5になるので、そういうものも含めて、こういう文章に留めたのかと推測できますが、これは調整します。
- 加村委員 P77の(3)一般就労の促進に「支援月間や制度の周知・啓発に努める」とありますが、法定雇用率の話もありましたので、法定雇用率向上の文言を入れて頂き、周知・啓発に努めますと繋げてもらえたらと思います。
- 事務局 ご意見として検討させていただきます。
- 薄田委員 P81の(4)コミュニケーション施策の充実「手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業の充実」とありますが、具体的にはどのような方法で充実を図るのでしょうか。
- 事務局 先ほどのとおり、県の聴覚障害者協会に委託をして実施していますが、派遣依頼の無い月がほとんどで、年間1、2件の派遣実績です。要約筆記者派遣事業があるという部分が周知されていないため、この実績なのかとも思いますので、まず周知することで事業の充実を図るところに繋げていければと思っています。
- 薄田委員 その周知の方法はどのようにするのでしょうか。例えば、講演会等で手話通訳がついているのは見るが、要約筆記者がついているというのは見たことが無いです。
- 事務局 手話通訳は普及してきており、庁内でもイベント等の企画となると、まず、手話通訳はどうするかと話になるなど、定着してきていると思います。要約筆記者については庁内でも中々定着していない状況ですので、まず、要約筆記者があるところから始まると思いますので、具体的な周知のほうは今後の検討とさせていただきます。実態の件数がないので難しいところですが、県の聴覚障害者計画の実情も調べていかなくてはならないと思います。福祉課も情報が少なく、これからの部分もありますので、そういった点も含めて、効果的な方法を探っていきます。

(事務局より、資料 P82～P85 まで説明)

- 渡辺委員 P85 権利擁護の施策の推進 (1) 権利擁護の推進について前回と比較すると文言が増えて良くなっていますが、2番目の「「障害者差別解消法」改正等、国の動向を注視、障害者差別解消条例の制定について研究してまいります。」とありますが、「研究してまいります」より「検討し

- てまいります」の方が良いかと。研究というとな進まないイメージになるので、前回は検討だったので、いかがでしょうか。
- 事務局 先だってこちらをまとめる前に木村委員から意見があり、障害者差別解消法は3年に1度、改正をしていくということが、国で決められている。次回の改正は2020年になるとのことで、その障害者差別解消法の改正を見て、不足分は条例で補っていくことがいいのではないかとご意見を頂き、事務局も納得し、研究という形になりました。
- 渡辺委員 そもそも制定しないといけないということなら検討が良いのでは。内容については研究という形でいかがでしょうか。
- 事務局 短い文章のみでも、行間に色々部分があり、書ききれない部分があります。イメージとしては検討という形かなと思いますが、これについても検討させていただきます。
- 渡辺委員 P85 権利擁護の施策の推進（1）権利擁護の推進の3番目に「障害者差別解消法」に関する市職員の研修を継続して実施します。」は、前回無かったので、入れて頂きました。研修に関して、障がい者の方が立ち上げた「ゆめいろ」という会社が、障がい者のバリアフリーの研修を行っていることが昨日のテレビで放送されていました。その有料研修では、市職員や一般企業の方が、障がいのある方と同じ立場で、手すりの位置や階段の高さは良いのかなどを実際に体験してもらい、実際の対応が決まります。ここの「市職員の研修を継続して実施します」について、健常の方が障がい者の方の話を聞いて納得するだけでなく、実際に自分達が本当に困ったと感じられるような研修にしてもらいたいという願いを込め、「充実した研修」という文言にならないでしょうか。
- 事務局 ご意見として人事担当課と福祉課で相談したいと思います。
- 関口委員 体験型研修という形にしたらいかがでしょうか。
- 事務局 障害者差別解消法では、行政に努力義務の対応要領があり、行田市でも職員に配布し、研修を行っています。公務員全員が障がい者の方に配慮して対応する気持ちでやっていますが、毎年、意識の定着が必要ですので、現実には定着の意味を含めた研修というイメージです。文章で示せるかは、検討させていただきます。
- 渡辺委員 木村委員と話したことですが、もし必要であれば私達が、実際に困っていることをお伝えしますので、声をかけて頂ければと思います。
- 関口委員 P83 心のバリアフリーの実現（1）広報・啓発・普及活動の充実で2番目の「インクルージョン」とありますが、今までの前文で一回しか出てきていないので括弧書きかなにか必要ではないでしょうか。
- 事務局 括弧書きで入れるか、冊子に編集した際に用語集を作成しますので、こ

- ここに含めるか、別枠で言葉の解説として入れるのか、方法については検討します。計画書の構成については、実績の数値と今後の計画の数値の表が裏表となっており、見づらいと皆さんお感じになったと思いますので、今後の編集のなかで、見開きで見られるようにページ調整します。
- 委員長 他に質問等はないようなので、全体でなにかありますでしょうか。
- 渡辺委員 今回、配布されたクロス集計についてはどこかに入るのでしょいか
- 事務局 これについては、別に計画書のアンケート調査結果の部分に記載します。
- 渡辺委員 クロス集計の P62 についてですが、圧倒的に 70 歳以上の方が、全体の 6 割、7 割の方であり、収入に困っていないと言っています。7 割の人が困っていないとなると身体障害者の方は収入に困っていないのではないかと全体だけでは見られかねないです。クロス集計によって若い世代は困っているということが理解できたので、是非、入れてください。
- 事務局 この後でも、ご覧になって意見がございましたら、文章にして事務局に来週の水曜日 2/14 までに寄せて頂ければと思います。
- (2) その他
- 風間委員 前回の計画を拝見させて頂いて、社協としても職員に内容を見てもらって意見として出したものが反映されているので良いかと思えます。
- 小巻委員 将来に向けて、より細かな支援が受けられることを期待します。
- 委員長 では議長としてはこれで任を降ろさせていただきます。
- 事務局 今後の予定ですが、先ほどの通り、計画案についてご意見があれば 2/14 までをお願いします。その内容を検討・反映したものを市民に 1 ヶ月間公表し、パブリックコメントを募ります。その結果を踏まえて、次回 3/26 (月) 10:00 に委員会を開催したいと思います。
- 加村委員 公表にあたっては、障がい者への配慮があるのでしょうか。ルビなどが難しければ、「福祉課に来ていただければ、説明します」などをホームページに入れていただければと思います。

6 閉会

(事務局)